



令和2年3月2日

大学等技術移転促進法(TLO法)に基づいて株式会社神戸大学イノベーションの実施計画を承認しました

文部科学省及び経済産業省は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号。平成10年8月1日施行。)(以下、「TLO法」という。)第4条第1項に基づき申請のありました、株式会社神戸大学イノベーションにおける特定大学技術移転事業の実施に関する計画(以下、「実施計画」という。)について、令和2年3月2日、TLO法第4条第3項に基づき承認いたしました。(同時発表:経済産業省)

1. TLO法の概要

TLO法は、TLO(Technology Licensing Organization)の整備を目的とするものです。

TLOは、大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人及び国の試験研究機関(以下、大学等という。)における研究成果としての特許権等を民間事業者に移転し、社会における有効活用を促進するとともに、その結果得られる資金等を大学等に還流することにより、大学等における研究の進展に資する機関です。

実施計画の承認を受けようとするTLOは、文部科学大臣及び経済産業大臣より、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができます。承認を受けた事業者(承認TLO)は、特許料等の減免等の支援措置を受けることができます。

2. 今回の承認について

この度、文部科学省及び経済産業省では、株式会社神戸大学イノベーションにおける実施計画の内容について審査し、その実施計画を承認しました。

今回の承認により、TLO法に基づく承認TLOは35機関(令和2年3月2日現在)となります。

文部科学省及び経済産業省としては、承認TLOに対して必要な助言その他の支援を行うよう努めて参ります。

3. 今回の承認事業者について

①組織概要

名称：株式会社神戸大学イノベーション
住所：神戸市灘区六甲台町1-1
代表者：代表取締役社長 坂井 貴行
技術移転機関設立年月日：令和2年3月2日

②実施計画承認年月日

令和2年3月2日

③技術シーズの提供を受ける主な供給元

国立大学法人神戸大学

④実施料等の収益の配分割合の公表手段

ホームページ等による

<担当> 文部科学省科学技術・学術政策局
産業連携・地域支援課大学技術移転推進室
室長：北野 允（内線 4260）
専門官：水野 浩之（内線 4205）
電話：03-5253-4111（代表）